



医療保険のしおり

鳥取県医師会報第655号（平成22年1月号）に掲載した内容の一部訂正がありましたので再掲いたします。

審査支払機関における審査取扱上の取決め事項について

標記につきまして、鳥取県社会保険診療報酬請求書審査委員会、鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査委員会より連絡がありましたのでお知らせいたします。

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規制、診療報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員の医学的判断に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて下記のとおり関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしました。

なお、今回情報提供する審査上の一般的な取扱いについては、医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

記

1 医学管理等 2事例

No.1 重症者等療養環境特別加算について

自宅退院である旨が判断できれば、原則退院日の算定は認めない。

No.2 救急医療管理加算について

脛骨骨幹部骨折にて入院し、観血的手術（時期は不問）を施行した場合は認める。

2 検査 7事例

No.1 フィブリノーゲン定量検査について

一般的な術前検査または入院時検査としては認めない。

No.2 血糖検査（血液化学的検査11点）の月当りの施行回数について

全日入院の場合、月当たり60～70回を目安とする。

No.3 インフルエンザウイルス抗原精密測定の実行回数について

1回の傷病名（疑いを含む）で2回施行した場合、必要性が判断できれば認める。

No.4 HBs抗体価測定の実行について

- ①肝移植後は認める。
- ②B型肝炎治癒期である旨のコメントがあれば認める。

No.5 HBs抗原精密測定の実施について

- ①B型肝炎（疑い含む）病名がなくても、手術前検査及び内視鏡前検査として認める。
- ②入院時スクリーニング検査としては、HBs抗原測定を認める。

No.6 経鼻胃・十二指腸ファイバースコープ時のトーク点鼻薬の使用について

認める。

No.7 大腸ファイバースコープ時のガスコンドロップ内用液の使用について

認める。

3 内服薬 6事例

No.1 同一効能・効果で用量の異なる2種類の錠剤の取扱いについて

例えば、5mg2錠と10mg1錠の場合、10mg1錠とし5mg2錠は認めない。

No.2 薬剤の投与期間について

投与期間に制限がある薬剤を除き、原則として最大90日分まで認める。

No.3 成人の上気道炎（初診日）に対する内服薬抗生剤の投与期間について

原則として、最大5日分まで認める。

No.4 1型糖尿病の患者に対するピグアナイド系経口血糖降下剤（メルピン錠等）とインスリン製剤（ノボリンR等）の併用について

併用投与を必要とするコメントがあれば認める。

No.5 癌疼痛治療剤（オプソ内服液、カディアンスティックカプセル等）の用法について

癌以外の疾患への投与は認めない。

No.6 ユーエフティカプセル100mg及びユーエフティE顆粒20%の用法について

舌癌への投与を認める。

4 外用薬 1事例

No.1 タココンブ（生物学的組織接着・閉鎖剤）の用法について

胃または大腸の手術への使用は認めない。

食道癌（縦隔浸潤のあるもの）の手術への使用は認める。

5 注射薬 6事例

No.1 サイレース静注（麻酔導入剤）の用法について

人工呼吸中の鎮静剤としては認めない。

No.2 サンドスタチン注射液、皮下注用の用法について

原則として、静脈注射は認めない（原審査では返戻扱いとする）。

No.3 シスプラチン注（抗悪性腫瘍剤）の用法について

癌性腹膜炎における腹腔内注入または術中散布には認める。

No.4 人工弁または人工骨等の人工材料を設置した手術後の抗生剤2種類の使用について

原則として、系統の異なる抗生剤を短期間（3日間）使用する場合は認める。

No.5 H₂受容体拮抗剤またはPPI（注射薬）と食事の併用期間について

原則として、食事開始移行時の併用は3日間認める。

No.6 パニマイシン注射液の用法について

内視鏡的乳頭切開術時の局所散布には認めない。

6 手術 1 事例

No.1 腹腔内膿瘍に対するドレナージについて

経皮的肝膿瘍ドレナージ（K691-2）の準用を認める。ただし、その際に使用するカテーテル及びガイドワイヤー等の材料は認めない。

7 病理診断 1 事例

No.1 術中迅速病理組織標本作製に関連した病理組織標本作製と細胞診の取扱いについて

術後に再確認のために行った病理組織標本作製は認めるが、細胞診は認めない。

8 食事療養 2 事例

No.1 特別食加算における肝臓食の取扱いについて

- ①単なる胆嚢炎及び胆石症病名または胆嚢摘出術後では認めない。
- ②閉塞性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉塞性黄疸の場合も含む。）は認める。

No.2 浸襲の大きな消化管手術の術後における胃潰瘍食に準じた特別食加算の期間について

原則として、最長2週間まで認める。